

原告請求部分の記録内容一覧(被告の主張)

対象文書	文書の概要	不開示部分	原告が本件各一部不開示決定の取消しを求める部分	内容
本件企画提案書(甲3, 乙3)	P1が本件入札の際資源エネルギー庁に提出した提案書である。目次部分(1頁)、「1. 事業の目的, 内容及び実施方法」、「2. 事業実施計画」、「3. 事業実施体制」、「4. 添付資料」、「5. 担当者連絡先」及び「6. 参考資料」(2頁から101頁まで)により構成されている。	「1. 事業の目的, 内容及び実施方法」に係る部分(2頁から41頁まで) ①事業の背景, ②事業のゴールと検討フロー, ③事前検討結果を踏まえたP1の基本方針まとめ, ④今回の事業でのステップと運営体制のまとめ, ⑤事業内容, ⑥具体的対策案で構成されている。	①事業の背景(3頁)	P1が認識する本件事業に係る背景事情, これを踏まえた本件事業に係る計画立案に係る注意点, 同社が同計画を立案した方法のうち強調したい点が記載されている。
			②事業のゴールと検討フロー(4頁)	P1が本件事業の計画立案に際し, 本件事業によって達成すべきと考えた目標と, これを踏まえて本件事業の計画を立案するために行った事前検討作業の流れの概要が記載されている。
			③事前検討結果を踏まえたP1の基本方針まとめ(5頁)	上記②の事前検討作業によってP1が取りまとめた本件事業の計画に係る基本方針が記載されている。
			④今回の事業でのステップと運営体制のまとめ(6頁)	本件事業で行う作業等を作業順に分類し, 各作業等の役割分担(担当組織, 委託先等)の概要及び役割分担の趣旨を記載している。
			⑤事業内容(8頁から19頁まで)	P1が計画している本件事業の具体的な内容が記載されている。より正確に述べれば, 上記②の事前検討によって判明した, ツイッター, ブログなどインターネット上に掲載される原子力等に関する情報の性質, 傾向, 特徴, 問題等を具体例を挙げつつ説明し, これらを踏まえ, i 当該情報のうち不正確情報の収集・把握の具体的な方法(P1独自の手法を含む。)について, 当該方法が必要・有効である理由, これによらない場合の問題点等も含めて説明し, ii 不正確情報に対して速やかに正確な情報を提供し, 又は正確な情報へ導くことで, 原子力発電所の事故等に対する風評被害を防止するための具体的な方法についても, 本件事業の実施過程で起こり得る問題を表などを使用してまとめ, これを防止するための具体的な対策及び事業実施体制を, 各業務段階ごとにまとめたり, 全体像をまとめるなどしつつ, 説明している。
			⑥具体的対策案(ただし別紙5記載の部分を除く。)	上記⑤で説明した事業内容について, 各作業段階(不正確情報収集, 正確性判断, クエスチョン作成, アンサー作成, アンサーの正確性チェック, Q&Aサイト構築・更新, Tweetによる周知, Q&Aサイト活用, PDCA定期実施)ごとに, 個別に具体的な作業内容, 手法, 役割, 報告書の書式, 作業にかかる期間, 作業の際の着目点, 担当組織・体制などが具体的に記載されている。例えば, 実際の作業内容・成果のイメージとして, 上記②の事前検討によって収集された情報, 当該時点で考えられるクエスチョンやアンサーの例, Q&Aの周知の方法, 風評被害防止等のためにQ&Aサイトをより有効活用する具体策などについても記載されている。
		「2. 事業実施計画」に係る部分(43頁及び44頁) 事業全体スケジュールに関する部分(43頁)と通常運操作業段階での基本となる対応スケジュール(44頁)に関する部分から構成されている。	同左	事業全体スケジュールに関する部分(43頁)のうち不開示部分には, 本件事業の実施対象とされている特定の時期に, 具体的にどのような作業を行うのかが示されている。 また, 通常運操作業段階での基本となる対応スケジュールに関する部分(44頁)のうち不開示部分には, 不正確情報が抽出された場合に, 当該情報をどのように分析し, その結果に応じてどのように対応するかといった情報がフローチャート図を用いて示されている。
本件委託契約書(甲7)	本件委託契約書及びその別紙である。	本件支出計画書(別紙1の別添)及び本件履行体制図(別紙2)の一部	本件支出計画書のうち「事業費」の金額及び積算内訳の部分	本件事業にかかる事業費について, 具体的な内訳ごとの金額の見積りが記載されている。
			本件履行体制図のうち契約金額及び業務の範囲の部分	本件事業における一部の外注予定先の事業者についての契約金額及び発注業務の範囲が記載されている。
本件フロー確認資料(甲8)	P1が, 本件事業の提案に当たって, 資源エネルギー庁と本件事業についての打合せをした際に同庁に提出した本件事業における各作業の概要をまとめた資料である。	1丁目及び2丁目の一部	同左	本件事業においてP1が使用するノウハウ, システムの内容, 外注先の名称, 運営組織体制及び予定している業務のうち特筆すべき点が記載されている。
本件実績報告書(甲10)	P1が, 本件事業の終了に際して, その実績結果をまとめて資源エネルギー庁に報告した文書である。	1丁目から5丁目までの一部	本件委託業務経費(5丁目)のうち「事業費」の積算内訳	P1による本件事業の終了に際し, 実際に本件事業に要した経費及び支出のうち, 事業費の内訳の具体的な金額が記載されている。